



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

長野県環境審議会

地域と調和した再生可能エネルギー事業 の推進に関する専門委員会

【第4回】

令和5年7月21日

専門委員会・委員名簿

(五十音順・敬称略、◎：委員長、○職務代理者)

委員名	ふりがな	職名	摘要
上原 三知	うえはら みさと	信州大学 社会基盤研究所 地域デザイン部門／農学部併任 准教授	オンライン
小松 信子	こまつ のぶこ	東御市 市民生活部長	
鈴木 啓助	すずき けいすけ	信州大学 名誉教授・特任教授	
◎田中 信一郎	たなか しんいちろう	千葉商科大学 基盤教育機構 准教授	
○茅野 恒秀	ちの つねひで	信州大学 学術研究院 人文科学系 准教授	
名取 俊典	なとり としのり	富士見町 総務課 専任課長	
平松 晋也	ひらまつ しんや	信州大学 農学部 教授	オンライン
水上 貴央	みずかみ たかひさ	Socio Forward株式会社 代表取締役 弁護士	ご欠席

専門委員会・設置要綱

○長野県環境審議会地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会設置要綱（令和5年3月22日決定）

（目的）

第1 2050ゼロカーボンの実現に向けて、地域と調和した適正な地上設置型の太陽光発電事業の推進を図るための条例を制定するに当たり、必要な事項の調査、検討を行うため、長野県環境審議会に地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

（調査・検討事項）

第2 専門委員会は次に掲げる事項について調査、検討する。

- （1）地域と調和した地上設置型の太陽光発電事業の推進に向けた条例の在り方に関すること
- （2）その他必要と認められること

（組織）

第3 専門委員会は、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）第29条第3項の規定により任命された専門委員（以下「委員」という。）10名以内で組織する。

2 専門委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4 専門委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会は、必要があると認めたときは、特定分野で顕著な活動実績のある学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 専門委員会は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、議長が専門委員会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

（1）長野県情報公開条例第7条各号に定める非公表情報について審議するとき

（2）会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき。

（報告）

第5 専門委員会は、長野県環境審議会会長に対し、調査・検討結果を報告する。

（事務局）

第6 専門委員会の事務局は、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室に置く。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会において定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

【議事（1）】

第3回専門委員会でのご意見等と 対応の方向性について

第3回専門委員会でのご意見等と対応の方向性（1）

ご発言委員	ご意見・ご質問等	対応の方向性（案）
小松委員	<p>・公表の仕組みがとて面白い。特にポテンシャルマップと併せての公表は、他の市町村の事業も見れるのでいい。</p>	<p>・事業基本計画書の公表及びその他の情報公開の仕方については、住民、事業者及び市町村が参照しやすいよう検討していきたい。</p>
	<p>・技術的助言の中で協定書の案を示すことは、市町村にとってはやりやすい。</p>	<p>・事業者には、住民からの意見があった場合、誠実な対応を求める予定であり、住民が協定書の締結を求めることも考えられる。現在、市町村対応マニュアルでは、協定書案を公表しており、これも参考に住民及び事業者が活用できるものを提示していきたい。</p>
	<p>・事業基本計画は、県にいったん提出され、その後住民との合意が終わり記録が提出された段階で公表となるのか。市町村への情報提供との時差が生じてしまうのではないか。</p>	<p>・事業基本計画書は、提出された段階で速やかに公表することを予定しており、市町村においても確認できるようにしたいと考えています。</p>
	<p>・稼働後の運転状況について、事業者から定期的な報告が県にあるということだが、これは全ての事業が対象になるのか。</p>	<p>・対象規模（10kW以上）全ての事業について公表することを検討しています。</p>
	<p>・説明会において、実際に事業者と住民との話し合いは1対1ではなかなかできず、第三者的に市が入って、中立の立場で両方のご意見をお聞きしている。その場合、50kW以上の場合は県へ申請であり、地元の話でもあることから、市町村も一緒に同席した方がいいのか。</p>	<p>・市町村への事業基本計画書の事前送付や説明結果の提出を求めることを予定していますが、説明会への同席の義務付けまでは現在までのところ予定していません。</p>
鈴木委員	<p>・促進区域制度については、対象事業から除外でよいか。</p>	<p>・第2回専門委員会（公聴会）における参考人からの意見では、促進区域制度については、住民の合意形成を促進する仕組みが必ずしも制度上担保されているとは言いきれないため、対象手続を全て除外することに疑問が示されたところです。よって、現案では、促進区域内事業については除外していませんが、第4回専門委員会において促進区域の取扱いについてご議論いただきたいと思います。</p>
	<p>・既存施設について触れられていない。他県の状況を見ると、隣県等では既存事業も計画、作成、公表、事故対応、廃棄等について全て対応することとなっている。長野県においても必要と考える。</p>	<p>・基本的には、既存施設についても対象とする方向で検討を進めつつ、全ての既存施設について提出を求めた場合、およそ9,000件に上ることから、手続の在り方（項目や頻度等）については引き続き検討していきたい。</p>
	<p>・懸念しているのは、今ある事業も、終了し廃棄するときに本当に大丈夫かということ。どこかで担保していただきたい。今後事故の対応や廃棄するときはどうするかということは、既存施設も対象にしていなければならないと思う。</p>	
	<p>・国の維持管理の定めがあれば、県・市町村で対策が不要だが、条例というものは県や市町村の姿勢や思いがあって作るもの。よって、国が対応しても、やはり長野県としてどう思うかというは示しても良いのではないか。</p>	
<p>・実効性という意味では、国には、目や耳、手足となる機関が地方には少ない。ところが市町村や県は、まさにその場にいるわけで、住民からの通報もあれば、自ら巡回しながら対策をしやすいということもある。実効性が非常に高くなるという意味では、やはり条例にきちんと明記するということがいいのではないかと思う。</p>		

第3回専門委員会でのご意見等と対応の方向性（2）

ご発言委員	ご意見・ご質問等	対応の方向性（案）
茅野委員	<p>・この条例の全体を見て、あともう一つ難しい点が残っているとすれば、景観の取扱い。景観についての合意形成は、景観は公共の利益があるということは法令で確定しているが、どこからどこまでがよくて、ダメであるのか、社会通念というものも変わっていく中で、まさにここでは県民とキャッチボールしながら、この条例の運用を深めていくところだと思う。</p>	<p>・今までのご議論のとおり、景観について基準を定量的・定性的に定めていくというのは非常に難しいと認識しています。基本的には事業基本計画においてその景観に対する措置の内容を盛り込み、住民からの意見について事業者に誠実な対応を求めていく予定であることから、住民と事業者との対応の中で決めていただくことを想定しています。その際、県においては景観保全のために検討すべき項目などをあらかじめ用意するとともに、景観行政団体等が定める景観への配慮事項についても検討いただく仕組みとして考えています。</p>
	<p>・（鈴木委員の意見を受けて）既存施設の取扱いだが、本来であれば、固定価格買取制度に則り国の認定を受けて事業化している案件については、計画の時点で基本的事項、保守点検、運転を開始する時点で廃棄物の適正処理についての計画も国に提出しなければならないので、おそらく「廃棄物の適正処理に努めなければならない」というような、そういった文言が必要かと思っている。</p>	<p>・基本的には、既存施設についても対象とする方向で検討を進めつつ、全ての既存施設の提出を求めた場合、およそ9,000件に上ることから、手続の在り方（項目や頻度等）については引き続き検討していきたい。</p> <p>・また、委員指摘のとおり、施設の維持管理については本来、電気事業法や再エネ特措法などの国の所管で適正性が担保されるべきであり、引き続き、国に対して要望や連携強化を図っていきたい。</p>
	<p>・国の制度がきちんと運用されていれば、県がわざわざ規定を設ける必要はないところかと思うので、むしろ知事から国に対して、しっかり言っていくべき事柄かと思う。</p>	
	<p>・特に2030年代の中盤以降は、FITの20年間で終わって廃棄の時期に入るので、国でも廃棄に関する検討会を既に立ち上げている、個人的な懸念は、20年間で終わる直前で事業者が変更になり、責任の所在が曖昧になるということが、今後出て来かねないということを各地を見て感じている。</p>	
	<p>・県というよりも、国が全体的に網を掛けないと、モラルハザードが起きてくるので、長野県だけ、山梨県だけ、宮城県だけが頑張ってもあまり意味がないと思う。</p>	
	<p>・地域森林計画対象森林での許可の4条件は、いわゆる林地開発許可の4条件と同義であると考えてよいのか。その際に、森林法だと、現在、0.5ha以上が林地開発許可の対象になっていたと思うが、この条例はそこに上乗せする形であり、具体的な運用の際、この4条件を満たす技術基準は、県の林地開発許可の技術基準をそのまま準用するという考え方でよいのか。またそこが法的に隙がない形で整えられているのかどうか、確認をお願いしたい。</p>	
<p>・第2回専門委員会で鈴木委員のコメントのあったイエローゾーンの取扱いについて、委員長意見の13ページになるが、恐らく土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は災害リスク等の低い場所といったんはくられてしまうのかと思う。資料1（委員長意見補足視聴）23ページのイラストでは、急傾斜地を間に挟み、下に特別警戒区域があるという場合の上側の開発は許されるのかといったとき、鈴木委員がおっしゃられているようなイエローゾーンのご心配というのは、このようなケースで想定しているということでよいのか。またこうしたときには当然措置命令の対象になると考えてよいのか。</p>	<p>・ご指摘のとおり、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）等が特定区域に隣接等する場合については、許可制の対象とはならないが、災害の助長のおそれがある場合は、措置命令等の対象とすることを考えている。なお、こうした場合については一定の基準による判断が困難であることも想定されるため、専門家の意見を聴取するなど、必要に応じて適切な対応ができるよう運用を考えていきたい。</p>	

第3回専門委員会でのご意見等と対応の方向性（3）

ご発言委員	ご意見・ご質問等	対応の方向性（案）
名取委員	<p>・事業者は周辺住民に適切な開催通知を行った上で、説明会を開催しなければならないという認識だが、説明会のほかにも方法があり得ると思う。また、周辺住民はどこを指すのか、離れたところでも周辺住民となる場合もあるので、やはり何かしらの定義が必要でないかと思う。説明会に来られない人もいる。例えば100人中20人しか説明会に来なかった場合、80人をどうするのかということもあり、その他の方法も考える必要があるのではないかと思う。</p>	<p>・説明会の開催について周知範囲を定めることは必要と考えられるが、説明会に参加できる周辺住民の定義については、事業実施に伴う影響がどこまで及ぶのかという基準を設けることが現実的に困難であるため、参加できる範囲は特段定めない方向としたい。なお、説明会の実施方法については、マニュアル等で示すこととしたい。また、住民からの意見については、説明会の参加の有無に関わらず、ある一定期間内に寄せられた意見に対しては応答義務をきちんと事業者に課すということを考えている。</p>
	<p>・定期的な報告に関して。富士見町もFITの案件が結構ある。条例の規定でなくても、この条例の制定日以前の事業についても、何か公表ができることがあればお願いしたい。</p>	<p>・基本的には、既存施設についても対象とする方向で検討を進めつつ、全ての既存施設の報告を求めた場合、およそ9,000件に上ることから、手続の在り方（項目や頻度等）については引き続き検討していきたい。</p>
	<p>・市町村条例が県条例と同等以上と認められる場合は、条例の全部または一部の規定を適用しないことを予定しているが、富士見町の方が全体的に厳しいと思う。定期的な報告、罰則、指導・助言、あと情報公開は町の条例に入っていないため県の条例で対応させていただければと思う。</p>	<p>・市町村条例と相互に補完する形で、適正な事業の推進を図ってまいりたい。 なお、市町村条例の適用除外については、各市町村と個別協議の上、その対応を検討していきたい。</p>
	<p>・「住民の意見を事業に反映させる場合」という部分が気になっている。富士見町では技術基準の関係について住民が強く意見を言う例があった。事業者の判断になると思うが、そこについてどこまで反映させるのかが気になる。</p>	<p>・事業者には合理的な理由に基づく応答を求めていく予定であるが、住民の意見全てを受け入れることを求めていくことは考えていない。</p>
平松委員	<p>・災害リスクが高い場所として保安林については17種類あり、その中で土砂流失防備保安林や土砂崩壊防備保安林、水源涵養林が入っていないのが気になる。</p>	<p>・保安林は、（特定区域に位置付けた）地域森林計画対象森林のうち公益的機能の発揮が特に要請される森林を指定していると認識しております。この保安林の区域において、太陽光発電事業を実施する場合には保安林の解除が必要となり、そのためには指定理由の消滅及び公益的な理由が必要となります。通常、太陽光発電事業の実施は公益的に該当せず、事業の実施は事実上困難と考えられるために、本条例においては、保安林を特定区域に位置付けておりません。</p>
	<p>・斜度30度以上の箇所とあるが、30度以上といっても高さはどうなるのか。高さの指標ぐらい示しておいた方がいいのではないか。</p>	<p>・ご指摘のとおり、斜度30度以上の箇所については、既存法令では5mの規定が加えられているところです。各法令の扱いと整合性を図る形で規定してまいります。</p>
	<p>・数字で表すことのできない指標の一つとして景観がある。これは人によっても、時代によっても感じ方が変わってくるもので、この辺を何とか評価できないかと思ってる。例えば環境影響評価法などでは、トラベルコストとかCVMとかいうものを使えば数字が出てくる。数字を基準としないと、時と場合によって基準がコロコロと変わってしまうので、検討していただきたいと思う。</p>	<p>・これまでの議論のとおり、特に景観等に関しては主観的な部分が大きく、基準を示すのは困難であると考えています。どのような景観措置をとるかについては、具体的にマニュアル等に記入し、実質的な事業の阻害とならず、合理的な範囲で景観に配慮できるよう一定のものを示したいと考えております。</p>
	<p>・砂防指定地もそうだが、どういう根拠で解除できるのか、例えば、保安林が100円の機能を持っていて、それがなくなってしまうのなら、100円の担保を事業者に求めればいいもの。倍返しにする、つまり100円のもの潰すのなら、200円のもってきてよというようなことも、極論かもしれないが考えた方がいい。</p>	<p>・特定区域の許可の要件については、原則として既存法令の基準を参考とした上で、太陽光発電事業の特性を捉え、必要な部分についてはご指摘のとおり上乘せも考えながら基準を検討していきたい。</p>

第3回専門委員会でのご意見等と対応の方向性（4）

ご発言委員	ご意見・ご質問等	対応の方向性（案）
上原委員	<p>・景観は主観的な評価となる点で難しい。例えば緑で隠せばいいのか、花で目立つようにしたらいいのか、花は外来種でいいのか、など色々な観点があり、その辺の好き嫌いについては非常に難しいと認識している。</p> <p>・一方で茅野委員、平松委員からは定量的な評価は非常に重要だという指摘があった。例えば、GoogleEarthで太陽光パネルがあるところにはハイライトが可能。非常に簡単で、このような事業計画があることを見せ、自分が通る道からどう見えるのかといったようなことが定量的に確認できる。このような手法を検討してはどうか。</p> <p>・危惧しているのは、議論する土地の側だけではなく、反対側の自治体や繋がっている観光地などと議論されぬまま事業が出来上がること。それは非常にもったいないし、そこに県が入る意義というものがあると思う。</p> <p>・好き嫌いという議論ではなく、計画内容の事実だけを共有することは十分可能。定量的な評価が大事だという意見もあったので、上記を提案した。</p>	<p>・ご提案いただいた手法を含め、太陽光発電事業の実施によりどのような景観になるのかを示せる手法について検討したい。</p> <p>・ご指摘のとおり景観については、影響のある地域範囲の広がりや考えられることから、説明会に参加できる住民の範囲は限定しないこととしたい。</p> <p>・ご提案いただいた手法を含め、太陽光発電事業の実施によりどのような景観になるのかを示せる手法について検討したい。</p>
田中委員長	<p>・既存の事業についての対応は、まだこの委員会で議論していないという認識既存のものについてどうするのか、この条例に含めるかどうかというのは非常に難しさがある。事後遡及することについて、既存設備の安全性や環境に著しく問題がある場合に何らかの改善を県が求めるなど、その手法について前向きに研究していただきたい。</p> <p>・特定区域の許可基準について、技術的にそれが国の法令とどう整合させていくのかという部分は法令技術の問題であるため、県に委ねたい。</p> <p>・景観については、定量的・定性的に定めていくことが非常に難しいので、住民と議論しながら決めていただくことになるが、何も無い状態ではなく、具体的に県の方で実質的な事業の阻害とならず、合理的な範囲で指針やマニュアル、チェック項目などを整備することをお願いしたい。</p> <p>・固定価格買取制度などについては、これまで長野県等が知事会等を通じて改善要望を出し、そして市町村単位での情報公開などがされてきた経緯もあるので、知事会等を通じ要望等を行っていただければと考えている。</p> <p>・市町村条例の適用除外については、県と市町村とで実際には条例が成立した後、どのようにしていくのか個別に協議していただくものだと思う。また、市町村が説明会に参加するのかなどは、指針やマニュアル等で示すこととなるので、しっかりと県と市町村の間で詰めていただきたい。</p> <p>・事業基本計画について、住民との議論を受けて、計画を変更しやすい段階で骨格を示すことに意味がある。届出とか許可を出してしまうと、事業者としてはフィックスしてしまうので、前回の参考人からのご指摘等も踏まえ事業基本計画という仕組みを考えたところ。</p>	<p>・既存事業者既存施設の維持管理の作成・提出等を義務付けることは、将来に向かってであれば許容されるのではないかと理解のもと引き続き検討していきたい。</p> <p>・基本的には、既存施設についても対象とする方向で検討を進めつつ、全ての既存施設の提出を求めた場合、およそ9,000件に上ることから、手続の在り方（項目や頻度等）については引き続き検討していきたい。</p> <p>・基本的には既存法令の基準に準じつつ、各法令の運用に合わせる形で、検討していきたい。</p> <p>・上原委員からの景観シミュレーションのご提案や、長野県景観条例や設置にあたっての配慮事項等を参考に、事業者の景観保全ために検討すべき項目（チェックリスト等）をマニュアルなどで示していきたい。</p> <p>・国においても固定価格買取制度を含めて、太陽光発電事業に対する対応を検討しているところであり県においてはその動向を注視するとともに、必要に応じて要望・提言等を実施してまいりたい。</p> <p>・市町村条例との関係性については、事業者の手続き負担や制度の分かりにくさに繋がらぬよう、各市町村と個別に協議を重ねて検討していきたい。</p> <p>・事業基本計画については、計画を変更しやすい段階で提出を求め、説明会などの意見を弾力的に反映できることが望ましいと認識しています。事業基本計画の提出時期及び内容などの運用面については、引き続きこの認識の下、検討を進めていきます。</p>

【議事（2）】

条例素案に係るパブリックコメント の実施結果について

パブリックコメント（県民意見募集）の実施結果について

募集方法等

募集事項：「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）」素案についてのご意見

募集期間：令和5年6月28日（水）～7月12日（水）

その他：意見募集に当たり、県内4カ所・オンラインで説明を実施

▶松本会場	（松本合同庁舎）	令和5年7月3日（月）
▶佐久会場	（佐久合同庁舎）	令和5年7月3日（月）
▶上伊那会場	（伊那合同庁舎）	令和5年7月4日（火）
▶長野会場	（長野合同庁舎）	令和5年7月7日（金）
▶オンライン	（Zoom）	令和5年7月4日（火）

募集結果

募集結果：92件（24名）

意見及び回答：【資料2】パブリックコメントの結果と対応案について

パブリックコメント（県民意見募集）での主なご意見

分類	意見 件数	主なご意見	対応の方向性（案）
0.全般	20件	・本条例に反対するものではないが、 <u>太陽光発電設備のみに、こうした条例が制定されなければならないのか</u> 、疑問は残ります。	地域住民等とトラブルとなっている事実を踏まえ、一定の 手続・基準等 を設けることにより、適正な太陽光発電の普及拡大を図っていただくものです。
1.条例制定の趣旨	1件	・規制が主な内容の条例であるにも関わらず、「 <u>推進</u> 」という名称や、 <u>条例制定の趣旨・目的が「普及を図る」という結びに違和感</u> がある。	
2.対象事業	4件	・同一事業者が近隣に 10kW未満の発電事業の時期をずらして複数箇所設置する といったことが考えられるので 対処が必要 ではないか。	分割案件についても適切に対応していきます。
3.手続き・手法	9件	・ <u>意図的に49.5kWといった計画に対しても対処が必要</u> でないかと考えます。	
4.地域住民への説明	13件	・住民説明会について何メートル以内とするのか明確になっていない。 <u>個々の事案によって条件が変わるのではなく、基準を明確にする必要がある</u> 。	事業による影響を受ける範囲を定量的に定めるのは困難であると考え、対象範囲を設けないところ。
5.安全確保措置	11件	・「 <u>第1種優良農地</u> 」・「 <u>地域計画の区域</u> 」についても 特定区域に加えて欲しい 。	特定区域は、県民の生命・財産の保護を目的とした区域としています。
6.環境・景観の保全	5件	・山間部に限らず、 <u>農地や耕作放棄地からの転用で、設置が増加すること</u> を危惧。農政部、林務部とも連携し、 <u>環境・景観の保全につとめることを期待</u> 。	適切な事業のために関係部局とも連携していきます。
7.法令遵守	3件	・長野県内の各自治体で条例違反の判定がされた時点で、当該自治体のみならず 長野県全体で売電できないなどの包括した罰則 を設けて欲しい。	欠格要件として、違反事業者については許可しないこと考えております。
8.維持管理・廃棄等	8件	・工事中及び完了後の 緊急時の連絡体制や対応業者などを報告させる等仕組み作り が必要と考える。	維持管理基準において、設置から廃棄までの体制等について規定していきます。
9.実効性の確保	6件	・罰則が「 <u>過料 5 万円以下</u> 」とあるが、 <u>もっと厳罰化すべき</u> 。宮城県のように森林保護のために対策を強化して欲しい。	他県の先行事例も参考としながら設定してまいります。
10.市町村（条例）との関係	8件	・ <u>市町村条例等と内容が異なる場合の優先度について明確</u> にして欲しい。行政向けの詳細な説明会が必要ではないか。	県と市町村間での運用については、今後個別に協議していく予定です。
11.その他条例の円滑な運用のための措置	4件	・ガイドラインやマニュアルを整備することで解決を図ると説明しているが、市町村レベルでは対処できない場合には、 <u>県によるサポートのためのワンストップサービスを行うことができるよう</u> 、対応いただきたい。	市町村が条例運用に当たり支障を来さぬよう、マニュアル整備や相談窓口の整備・充実を図っていく予定です。

条例制定
の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、地上設置型の太陽光発電施設の適正な設置に関する手順・基準等を設けることにより、地域と調和した太陽光発電事業の普及を図る

対象事業

地上設置型の太陽光発電事業
(10kW以上)

手続き
手法

- ① 特定区域*内での事業 ⇒ 県の許可制
- ② 50kW以上の大規模事業 (①を除く) ⇒ 県への事前届出制
- ③ その他の事業 ⇒ 市町村への事前届出制
(事務処理特例) ※ 市町村と要協議

* 特定区域：
 ・地域森林計画対象森林区域
 ・土砂災害特別警戒区域
 ・砂防三法区域
 (地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地)

内容

項目		手続等の内容
① 地域住民等への説明		<ul style="list-style-type: none"> ○事業着手前に事業基本計画の提出を義務付け (例：事業者名・規模、環境・景観配慮事項、災害対策、維持管理、地域社会に資する事項) ○事業基本計画に関する説明会の開催を義務付け ○地域住民等は事業基本計画について意見等の申し出が可能 ○意見等に対して事業者は誠実な対応に努める (合理的な理由を付して文書等で応答)
② 安全確保措置	右の区域	<ul style="list-style-type: none"> ○特定区域内では、安全基準等を満たさないものは事業禁止 (許可制) ・地域森林計画対象森林区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・砂防三法区域
	全ての区域	<ul style="list-style-type: none"> ○斜度30度以上の急傾斜箇所その他災害のおそれのある箇所では、安全基準を満たさないものは事業禁止 (許可制 (A) ・措置の求め (B)(C))
③ 環境・景観の保全	右の区域 (50kW以上の事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境配慮区域*内では、事業による影響の整理、環境保全策の検討を義務付け (アセス法・条例の対象事業については、アセス手続の実施をもって替える) ○事業者は検討結果を住民に説明。地域住民等からの意見等に対して誠実な対応に努める <p>* 環境配慮区域の例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道水源保全地区、水資源保全地域 ・国定公園、県立自然公園 ・自然環境保全地域 ・国有林、地域森林計画対象森林区域 等
	全ての区域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民等は景観保全に関し意見の申し出が可能。事業者は誠実な対応に努める。 (例えば隣接の敷地境界からの離隔や敷地境界に植栽等を施すことなど、長野県景観条例に基づく基準等を参考に、事業者が検討すべき景観保全項目を整理)

項 目		手続等の内容
④法令遵守		<ul style="list-style-type: none"> ○法令遵守の誓約 ○県内において現に太陽光発電事業に関する法・条例に違反又は処分を受けた者など、 不正な行為をするおそれがある事業者の許可について、欠格期間を設定
⑤維持管理、廃棄等		<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の連絡先など標識の掲示を義務付け ○維持管理基準に従い、災害等の防止・環境の保全・良好な状態の維持・適正な廃棄に 関する維持管理計画の提出を義務付け ○維持管理計画に基づく管理状況について定期的な報告を義務付け
⑥実効性の確保	手続・罰則等	<ul style="list-style-type: none"> ○工事着手、計画変更、廃止等に関して事前の許可申請や届出を義務付け ○指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告、措置命令、違反事実の公表、 罰則（過料5万円以下）等
	情報の透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対して事業段階ごとに求めた報告等について、県はその情報を公開し、 事業の透明性を確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業基本計画の提出 ② 説明会の開催記録の提出 ③ 許可の申請・届出 ④ 工事（着手・完了）の届出 ⑤ 維持管理の結果の提出 ⑥ 廃止の届出
◎市町村（条例）との関係		<ul style="list-style-type: none"> ○上記の報告等は、市町村にも送付 ○許可申請の審査に当たっては、知事は事前に市町村長の意見を聴取 ○市町村長からの意見の申し出があった場合は事業者は誠実な対応に努める ○市町村条例により、県条例の目的を達成できる場合は、県条例の規定の全部 又は一部を適用除外 ○市町村は、県条例の上乗せも可能（事業者との協定による上乗せもありうる）
◎その他条例の円滑な運用のための措置		<ul style="list-style-type: none"> ○市町村や事業者からの相談への体制整備 ○基準・マニュアル等の整備 ○事業情報の提供体制の整備 等 <p>※このほか、既存事業者の取扱いについて検討</p>

これらをデータベース化、公表し、
地域住民等が事業の進捗や運転状況
を確認できる仕組みを設ける

条例全体のフロー

対象

地上設置型の太陽光発電施設（10kW以上）

第1段階
基本計画
検討プロセス

（環境・景観の保全等）

すべての区域

・環境・景観の保全 ・災害対策 ・維持管理 ・地域社会への貢献

環境配慮区域（50kW以上事業）
（環境保全策の検討）

環境影響評価法・条例対象事業はアセス手続で対応

第2段階
合意形成プロセス
（地域住民等への説明）

事業基本計画の提出（県又は市町村）・公表・説明等

事業基本計画
記載事項例

・事業計画の概要（事業者名、規模等）
・環境・景観配慮の事項
・災害対策の事項
・維持管理の事項
・地域社会に資する事項 等

第3段階
災害対策プロセス
（安全確保措置の確認）

特定区域での事業
（県への許可申請）

特定区域外での事業
（県又は市町村への届出）

第4段階
工事プロセス

工事（県又は市町村への届出）

第5段階
運転プロセス
（維持管理、廃棄等）

運転（県又は市町村への届出・報告）

全プロセスを通じての情報公開

参考 (パブコメ資料)

太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）の素案【条例の構成案】

太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、地上設置型の太陽光発電施設の適正な設置に関する事項を定めることにより、地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和する太陽光発電事業の普及を図ることを目的とする。

2 対象施設

発電出力10kW以上の地上設置型太陽光発電施設

3 特定区域での設置

次に掲げる区域（以下「特定区域」という。）においては、太陽光発電施設を設置してはならない。ただし、あらかじめ知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 森林の伐採を伴う区域

森林法に規定する地域森林計画対象民有林

(2) 土砂災害が発生し、又は発生するおそれが高い区域

ア 地すべり防止法に規定する地すべり防止区域

イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域

ウ 長野県砂防指定地管理条例に規定する砂防指定地

(3) 土砂災害等により、太陽光発電施設が損壊するおそれが高い区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域

4 特定区域内での手続等

(1) 事業基本計画の提出

許可を受けようとする者は、事業基本計画を作成し、知事に提出しなければならない。

(2) 景観を保全するための措置の検討

(4)の前に景観に配慮するために、景観の保全についての措置を検討しなければならない。

(3) 環境保全策の検討（環境配慮区域内の50kW以上の事業）

(4)の前に、特に環境配慮が必要な区域において50kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は、事業区域周辺の環境に及ぼす影響について整理し、環境保全策を検討しなければならない。

(4) 地域住民等への説明

ア 説明会を開催し、事業基本計画の内容を説明しなければならない。

イ 地域住民等から出された意見等については、誠実に対応するよう努めなければならない。

(5) 許可の申請

3の区域内に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。

(6) 許可基準等

ア 森林の伐採等を伴う区域

土砂の流出又は崩壊その他の災害、水害を発生させるおそれがないこと。等

イ 土砂災害等が発生し、又は発生するおそれが高い区域

土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかなること。

ウ 土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域

想定される土砂災害等による施設の損壊等のおそれがないこと又は施設の損壊が生じた場合でも人的・建物等への被害のおそれがないことが明らかであること。

エ 太陽光発電施設の設置に関し不正な行為をするおそれがあると認める者に該当しないこと。

オ 知事は、許可をしたときは、公表するものとする。

(7) 工事の届出

許可を受けた者は、太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき及び工事を完了したときは、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

(8) 標識の掲示

許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電事業が行われている間は、氏名又は名称等を記載した標識をかかげなければならない。

(9) 維持管理

ア 許可を受けた者は、太陽光発電施設及び事業区域（以下「太陽光発電施設等」という。）が土砂災害等の防止及び自然環境等の保全における支障が生じないよう、安全かつ良好な状態が維持されていること等の基準に従って太陽光発電施設等の適正な維持管理をしなければならない。

イ 許可を受けた者は、太陽光発電施設等を維持管理するための計画を公表し、当該計画に従い当該太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。

ウ 許可を受けた者は、維持管理の結果を知事に提出しなければならない。

(10) 廃止の届出

許可を受けた者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

(11) 許可の取消し

不正の手段により許可を受けたときなどは許可を取り消す。

5 特定区域外での設置

3の特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

6 特定区域外での手続等

特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置する場合にも、4の(1)から(4)まで及び(7)から(10)までの手続等を行う。

7 実効性確保

(1) 報告徴収及び立入検査

知事は、必要な限度において報告徴収及び立入検査をすることができる。

(2) 勧告

知事は、4の(9)のイに従った維持管理を行っていないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。等

(3) 措置命令

知事は、(2)の勧告を受けた者が正当な理由なく措置を講じなかったときは、勧告に係る措置を講ずるよう命令をすることができる。

(4) 違反事実の公表

知事は、許可の取消し又は(3)の命令を行ったときは、当該命令を受けた者の氏名等を公表することができる。

(5) 罰則

許可を受けずに太陽光発電施設を設置した者は、5万円以下の過料に処する。等

8 市町村条例との関係

市町村条例によりこの条例の目的が達成されるときは、県条例の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

9 施行期日（予定）

令和6年4月1日

【議事（3）】

促進区域内事業などの地域と調和した事業 の促進の在り方について

促進区域内事業などの地域と調和した事業の促進の在り方について（1）

太陽光発電事業の促進に関する課題と対応方針（案）

① 条例における太陽光発電事業促進の明確化

現状と課題	対応方針（案）
<p>・条例の施行により地域と調和した太陽光発電が推進される一方、<u>事業者の手続き的な負担は増加</u>するため、<u>全体として太陽光発電事業の導入の低下が懸念</u>される。</p>	<p>・県の責務として、<u>地域と調和する太陽光発電事業の普及を図るために必要な施策を総合的に推進することを条例上に明記</u>してはどうか。</p>

② 促進区域内認定事業の条例手続きの一部免除

現状と課題	対応方針（案）
<p>・促進区域内事業については必ずしも促進区域であることをもって地域の合意形成が法令上、十分担保されてるとは言い難い。（第2回専門委員会参考人意見）</p> <p>・一方で、<u>促進区域内の設定や地域脱炭素化促進事業の認定に際し、丁寧な合意形成を実施している事業</u>には、<u>本条例の手続きとの二重の負担になってしまうおそれ。</u></p>	<p>・促進区域設定や地域脱炭素化促進事業の認定に関して一定の合意形成手順等の指針等を定め、この指針に沿った手続きを実施した場合には、<u>条例の一部手続きを免除・緩和</u>してはどうか。</p>

（想定イメージ）

指針等で定める手順（例）

地域脱炭素化促進事業の認定に際し、地球温暖化対策推進法に定める地域協議会を設けて公開の中で協議している場合

多くのステークホルダーと既に意見交換を行っているため認められるため

重要なステークホルダーと共に公開の場において広く議論を行っているため認められるため

免除・緩和される手続きイメージ

【免除】 条例に基づく説明会の実施の免除 等
（公開資料を以って、説明会と代えることができる）

【緩和】 区域内事業の意見応答期間の短縮 等

促進区域内事業などの地域と調和した事業の促進の在り方について（2）

太陽光発電事業の促進に関する課題と対応方針（案）

③ 促進区域内認定事業への支援

現状と課題	対応方針（案）
<p>・促進区域内認定事業（地域脱炭素化促進事業）について、現行制度化では、<u>インセンティブが低く、市町村の促進区域設定及び事業者の参入の動機付けになっていない。</u></p> <p>・促進区域設定及び認定にあたっては、多くの業務が発生し、市町村を含め、<u>全体の人的・技術的リソース不足の中において、設定が進んでいない。</u></p> <p>・こうした状況下で、全国的にも促進区域設定は、比較的合意形成が不要な市町村有地や屋根などとなっており、<u>事業予見性の向上にはなっていない。</u></p>	<p>・県による<u>インセンティブの強化を検討</u>してはどうか。 ※現状でも県独自のインセンティブ付与を実施</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>再生可能エネルギー普及総合補助金 《概要》 促進区域内で市町村の認定を受けて行う太陽光発電事業に対して収益納付型補助金により設備導入を支援【補助率4/10、上限1,200万円】</p> </div> <p>・市町村への区域設定に関する<u>技術的助言や支援、及び区域設定後の運用面の支援体制構築</u>を検討してはどうか。 (例) ▶ワンストップ支援窓口の構築 ▶許認可関係部局含めた技術支援体制の構築 など</p> <p>※国に対しても、促進区域制度の普及拡大に向けて、制度的・財政的支援の見直し・拡充を求めていく。</p>

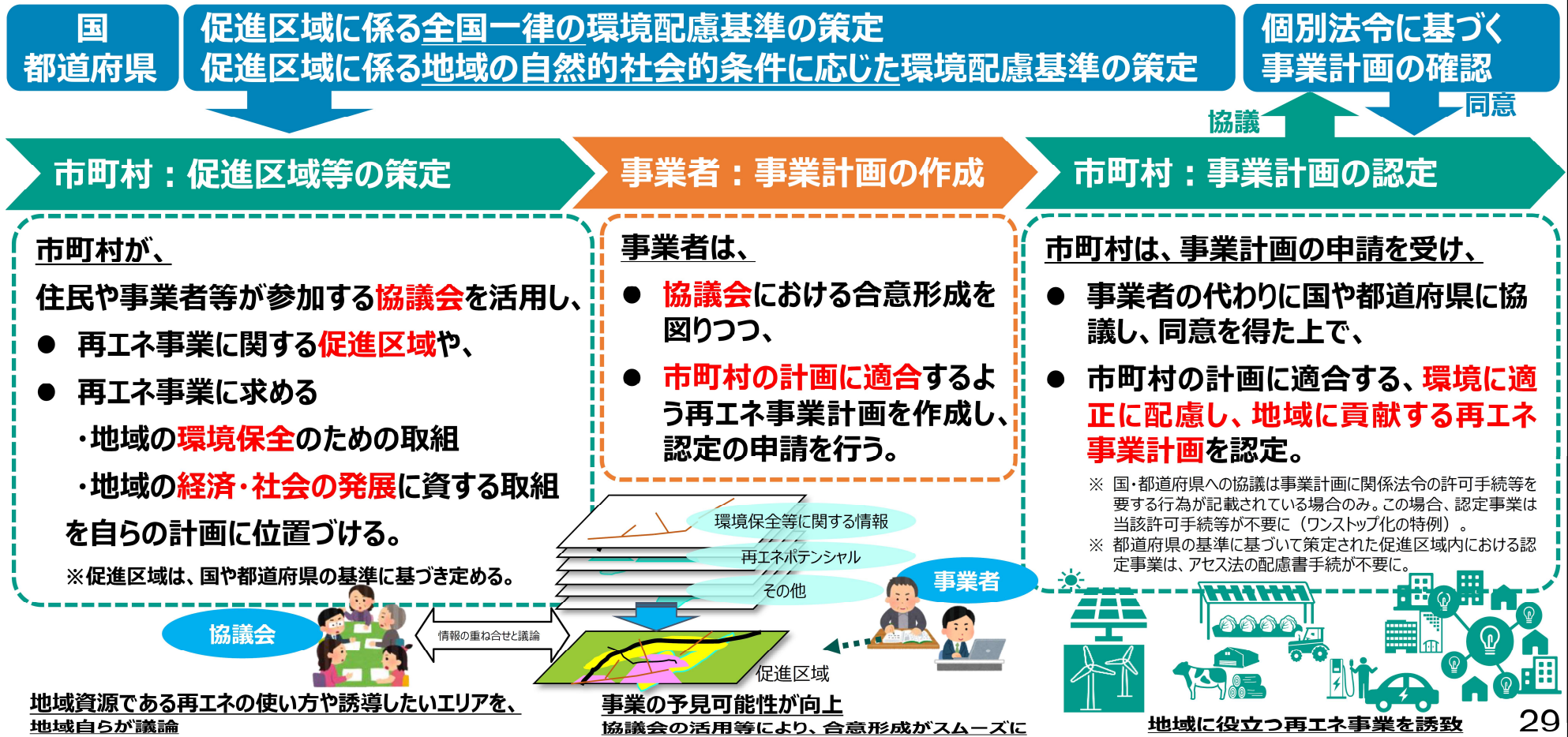
参考（環境省 第1回「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会 資料」）



温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



【議事（4）】

これまでの議論を踏まえた専門委員会
としての報告書案について

これまでの議論を踏まえた専門委員会としての報告書案について

これまでの4回の議論を踏まえ、事務局としての検討報告書案を提示いたします。

報告書名：「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）」
 検討報告書案【資料3】

検討経過

	開催日	主な議事
第1回	R5.3.30	・条例素案（たたき台）について
第2回	R5.5.23	・太陽光発電事業の現状と今後の動向等に関する公聴会 ・第1回専門委員会における意見等と対応の方向性について ・市町村からの意見等と対応の方向性について
第3回	R5.6.20	・第2回専門委員会における意見等と対応の方向性について ・これまでの検討を踏まえた認識（委員長意見）
第4回	R5.7.21	・第3回専門委員会における意見等と対応の方向性について ・条例素案に係るパブリックコメントの結果について ・促進区域内事業などの地域と調和した事業の促進の在り方について ・これまでの議論を踏まえた専門委員会としての報告書案について

【その他】

今後のスケジュール

条例制定に向けた経過・スケジュール（案）

時 期	手続・行事	内容等
R5.3.17	長野県環境審議会へ諮問	
3.30	第1回専門委員会	現状と課題、条例の方向性について
4.13	市町村へ説明・意見照会（～4.26）	第1回専門委員会検討内容
4.20 4.25	県市長会総会 県町村会政務調査会合同部会	同上
5.23	第2回専門委員会・公聴会	条例の方向性について
5.25	県と市町村との協議の場	第2回専門委員会検討内容
5.26	県議会環境委員会初委員会	条例制定の趣旨等について
6.1	長野県環境審議会へ中間報告	検討状況の報告
6.20	第3回専門委員会	条例の方向性について
6.28～	パブリックコメント（～7.12）	条例素案について
7.3～	市町村・県民向け説明会（～7.7）	同上
7.21	第4回専門委員会	パブリックコメント結果、審議会報告案
7.28	長野県環境審議会へ報告	審議会答申として議論
9月県議会定例会	議案提出	